

平成27年度第3回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	平成28年3月8日(火) 兵庫県立ひょうご女性交流館 501会議室		
委員	泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員) 池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授) 大搦 幸男 (弁護士) 細川 明子 (公認会計士)		
対象期間	平成27年8月1日から平成27年11月30日まで		
事務局報告 1 平成27年度第2回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について 2 平成27年度第2回兵庫県入札監視委員会会議の抽出案件に係る質問について			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	826件	対象期間中の指名停止件数	4件
対象工事の契約金額合計	42,991,445千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	88.7%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		5件	
うち	一般競争入札	1件	
	公募型一般競争入札	0件	
	制限付き一般競争入札	2件	
	指名競争入札	2件	
	随意契約	1件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>事務局報告</p> <p>(1) 平成27年度第2回入札監視委員会会議の議事概要について</p> <p>(2) 平成27年度第2回入札監視委員会会議の抽出案件に係る質問について</p> <p>議題</p> <p>議案1</p> <p>入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について</p> <p>(平成27年8月1日から平成27年11月30日までの入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付き一般競争入札にすべきところを指名競争入札にしている案件があるが、理由は何か。 <p>・丹波県民局（丹波土木事務所）発注の砂防えん堤工事については、「急施を要する」として総合評価落札方式を実施していないが、どのような考え方によるものか。</p> <p>議案2</p> <p>抽出した工事に係る入札及び契約手続に係る審議について</p> <p>(1) 制限付き一般競争入札</p> <p>ア 丹波県民局（丹波土木事務所）発注 175号鴨北橋橋梁補強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者のうち、1者を除き全てが失格となっているが、最低制限価格の決め方に問題はなかったのか。 <p>・評価の対象が1者しかないのであれば、総合評価落札方式を適用した意味がなかったのではないか。このようなケースは、よくあるのか。</p>	<p>・一部の案件については、当初、制限付き一般競争入札を行ったが、入札不調となり、防災関連工事として急施を要するため、指名競争入札に切り替えた。また、平成27年度の制度改正により、緊急小規模等維持修繕工事及び災害復旧工事の2工種については、地域社会基盤の担い手の確保・育成を図るため、神戸・龍野・養父の土木事務所において、指名競争の拡大の試行をしている。</p> <p>・当該案件については、「平成26年8月豪雨災害の復旧・復興計画」に基づき、平成28年度までに早急に完成させることを目標に取り組みしており、急施を要する特別の事情があるためである。</p> <p>・標準的な積算の基準により予定価格を算定した上、これを県の算定式に当てはめて最低制限価格を設定しており、適正であると考えている。</p> <p>なお、今回のケースでは、橋梁の下で川の中に矢板を打設するという困難な工事があり、この単価を非常に安く見積もった業者が失格している。</p> <p>・たまたま各業者の受注意欲が強く、価格の面でもできるだけ低く入札額を設定したため、失格してしまった応札者が多かったと思われる。このようなケースはまれである。</p>

<p>イ 北播磨県民局（加東土木事務所）発注 加古川水系志染川河川災害復旧工事 （甲第43、44号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退者が多い理由は何か。 <p>・ 入札参加資格要件において、三木市内の業者としているが、近隣の神戸市北区に拡大することで、競争率も上がるのではないのか。</p> <p>(2) 指名競争入札</p> <p>ア 県土整備部公営住宅課（契約管理課） 発注 県営宝塚山本住宅昇降機設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名選定理由として、昇降機を製造している者又は製造者による100%出資の者としているが、製造された昇降機を購入して設置する者については、含められないのか。 <p>イ 警察本部総務部会計課発注 本部交通管制センター中央システム高度化工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回入札において、再度入札で落札した者とそれ以外の者との入札金額に倍以上の差があるのはなぜか。 ・ 毎年、システムの高度化工事をしているのはなぜか。 <p>(3) 随意契約</p> <p>ア 阪神南県民センター（西宮土木事務所） 発注 兵庫東流域下水汚泥広域処理場第2号 炉機械設備長寿命化工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に炉を造る場合と比べて費用はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の工事の場合、業者は発注見通しを参考に受注計画を立てられるが、災害復旧工事の場合、一気に大量に工事を発注するため、業者は取りあえず入札参加申込みをしておき、現場を見ながら応札する案件を吟味していると思われる。本件は、小規模で採算性が取りにくく敬遠されたと思われる。 ・ 三木市内だけで十分な数の業者がいることから、北播磨県民局で定めたとおりの地域要件としている。 ・ 昇降機は、人が乗るものであり、急な故障等の際に早急に部品の調達等の対応をしてもらうため、昇降機を製造している者又は製造者による100%出資の者を指名することとしている。製造された昇降機を購入して設置する者については、リスク管理の観点から指名の対象に含めるのは難しいと考えている。 ・ 当初に設置したメーカー独自のシステムやプログラムを全ての基本として高度化するものであるため、他者が当該システム等を高度化しようとする場合には、これだけの金額が掛るといふことである。 ・ 限られた予算の中で、1年間に工事対象にできる機数は限られている。例えば、信号機だけでも7,200余りあるため、毎年エリアを決めて工事を実施している。 ・ 2号炉を新規に造る場合、概ね40億円掛る。炉の標準耐用年数が10年であるところ、今回の工事により、4億数千万円で7年寿命を延ばせることから、比較的費用が掛っていないと考えている。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について 事務局から、政府調達に関する苦情の申立てが1件あったが、当該申立てに係る調達が政府調達に関する協定の対象ではないことから、却下した旨を報告した。</p>	